



暮らし

会社・法人登記事務の取扱いが変わります

1月24日(月)から、会社や法人の登記事務の取扱いが札幌法務局苦小牧支局から札幌法務局民事行政部法人登記部門に変わります。なお、登記事項証明書や印鑑証明書の交付など、会社や法人の登記事務以外は、引き続き苦小牧支局で取り扱います。詳細はお問い合わせください

苦小牧工業高校定時制で学んでみませんか

専修制度
社会人の方が2年の修学で専門教科のみを履修して卒業資格を取得する制度
対象 高等学校、短大、大学などの卒業資格がある方
学科 機械科、建築科(希望する学科の専門教科・科目を学ぶ)



税金

障害者控除対象者認定書の交付

確定申告で障害者控除の手続きをする場合、医師が発行する診断書に代えて市が発行する「障害者控除対象者認定書」を使うことができます
対象 要介護認定・要支援認定を受けている65歳以上で、障害者手帳の交付を受けていない方
対象とならない場合がありますので、事前にお問い合わせください

して単位修得や卒業を目的とせず、興味や関心に応じて学習する制度
対象 社会人(原則17歳以上)
で定時制課程の教科、科目の履修を希望する方
履修期間 4月1日～9月30日または4月1日～3月31日
出願手続き 3月上旬
面接 3月下旬
詳細はお問い合わせください
要項願書配布・詳細 2月中旬
苦小牧工業高等学校 (36)3161



今月の納期

Table with 2 columns: Tax Type, Period. 市・道民税 4期, 国保税 8期

市税は納期内に納めましょう。納税には便利な口座振替をご利用ください

夜間納税相談

Table with 2 columns: Tax Type, Time/Location. 市税, 国保税

1月の献血

Table with 3 columns: Date, Time, Location. 3日, 5日, 11日, 12日, 14日, 17日, 18日, 25日, 27日, 28日, 29日

詳細 市献血推進協議会(社会福祉協議会) 32-7111 http://tomakomai-shakyo.or.jp/kennketu.html

おむつ代医療費控除 証明書の発行
確定申告でおむつ代の医療費控除の手続きをする場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて市が発行する証明書をすることが出来ます
対象 次の条件を満たす方
1 すでに要介護認定を受け、おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降である
2 要介護認定に係る主治医意見書に、証明に必要な内容が記載されている
2 については、対象とならない場合がありますので、事前にお問い合わせください
発行手数料 無料
申請に必要なもの 要介護認定・要支援認定を受けている方の介護保険被保険者証
申請先・詳細 介護福祉課(市役所1階4番窓口) (32)6344

国民健康保険税の減免制度
平成22年の所得が平成21年の所得より3割以上減少しているときは、国民健康保険税が減免となる場合がありますので、3月31日(木)までにご相談ください
世帯収入によっては、該当しない場合があります
詳細 国保課 (32)642

確定申告の受け付け 詳細 苦小牧税務署 (32)3165

平成22年分の所得税(住民税、個人事業税)の確定申告の受け付け
とき 1月20日(木)～3月15日(火)(土・日曜日、祝日を除く) 9時～16時30分
ところ e g a o 7階
持ち物 印鑑、前年の申告書控え、確定申告に必要な書類、お知らせはがき(届いている方のみ)

確定申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」を参考に作成し、早めに提出してください(郵送可)

平成21年分の確定申告書を自宅で国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用し提出した方、または申告会場でパソコンを利用して提出された方のうち、利用者識別番号や予定納税額などをお知らせする必要がある方に、「確定申告のお知らせ」を1月下旬に送付するのでご覧ください
還付申告は1月から受け付けています

便利な e Tax をご利用ください
インターネットができるパソコンをお持ちの方は、国税に関する各種手続き(所得税などの申告、全税目の納税および各種申請・届出など)を自宅などから行うことができます。詳細は e-Tax ホームページ (http://www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください

確定申告書は国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp) の「確定申告書等作成コーナー」で作成でき、作成したデータはそのまま e-Tax に送信できます

市・道民税申告の受け付け 詳細 市民税課 (32)6253・6254

申告が必要な方
平成23年1月1日現在、市内に住所があり、平成22年中に所得があった方

申告に必要な物
源泉徴収票(年金分も含む)、各保険料控除証明書類、印鑑、通帳(還付金が発生する場合)

●税務署に所得税の確定申告をする方や、22年中に給与収入以外の所得がなく、事業主から給与支払報告書が市に提出されている方の申告は不要です。ただし、給与支払報告書が提出されていても、扶養や国民健康保険税、生命保険料、地震保険料などの控除に漏れがある場合には申告が必要です。公的年金を受給している方も、上記の控除を受ける場合は申告が必要です
●所得がない方の申告は不要ですが、申告がなければ課税証明書の交付を受けることはできません。また、扶養の申告をしていない方は、扶養人数などは課税証明書に記載されません

Table with 2 columns: Venue, Date/Time. 沼ノ端コミュニティセンター, 勇弘公民館, 豊川コミュニティセンター, 植苗ファミリーセンター, のぞみコミュニティセンター, 市役所北庁舎2階22会議室

沼ノ端・豊川・のぞみコミュニティセンターでは多くの方が申告に来ることから混雑が予想されます。医療費控除の申告をされる方は、領収書を事前に整理して持参していただくなど、混雑の緩和にご協力ください

広告

広告